

B 経過措置対象者に関すること

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
B12	認定特定行為業務従事者	申請	様式17-3「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書添付書類」について、※一時的に離職している者(…やむを得ず離職し転職活動中等の者を含む。)とありますが、これは、どのようなケースを想定しているのでしょうか。	経過措置対象者の要件として、法では「法律の施行の際現に介護の業務に従事する者」とされているが、育児休暇中やH24.4.1間際で離職した者も経過措置対象者に含まれるようにするため注記を加えている。
B13	違法性阻却通知関係	対象者	程度区分4以上のケアホーム利用者が重度訪問介護を利用し、喀痰吸引を行っている場合について、当該介護職員は、今回の制度の経過措置対象となるか。	ケアホームで派遣介護職員が支援する時は、在宅扱いとしていることから、ケアホーム利用者が重度訪問介護を利用し、喀痰吸引を行っている場合についても、違法性阻却通知に基づき実施している行為については経過措置の対象となる。